

よくある質問Q & A

Q 1	別に自治会等で自治活動保険に加入しているが、市で保険に加入したので、今後は自治会等が独自に保険に加入する必要があるのか？
A 1	市の保険制度でカバーできる内容であればその部分の保険加入は不要になるが、市の保険で補償内容が不足している部分がある場合は必要に応じて加入を検討していただくことになります。

Q 2	運動会など、自治会等活動に他地区の方が参加される場合、他地区の参加者は補償対象になるのか？
A 2	自身の属する自治会等の活動ではないので、傷害事故の補償対象にはなりません。ただし、イベント等を実施する際に、他地区の方も参加できる活動であれば、損害賠償責任事故の補償はあります。

Q 3	社会福祉法人から依頼されて、無償ボランティアでやっている除雪作業は対象になるのか？
A 3	自治会等が企画または立案し、総会等で決定された活動であれば対象になりますが、上記手続きを踏まず、個人で引受けた作業については対象外です。

Q 4	草刈り作業については対象になるのか？
A 4	自治会等が企画または立案し、総会等で決定された活動であれば対象になりますが、報酬（実費弁償を除く）を得て行う活動は対象になりません。 また、上記手続きを踏まず、個人で引き受けた作業や、外部業者に委託して発生した事故については対象外です。

Q 5	研修旅行も対象になるのか？
A 5	自治会またはコミュニティ会議が企画または立案し、総会等で決定された行事であれば対象です。ただし、国内旅行に限ります。

Q 6	自治会またはコミュニティ会議が設置している街路灯、のぼり、看板が万が一、倒れた等で通行人にケガをさせた場合は対象になるのか？
A 6	自治会またはコミュニティ会議が所有、使用または管理している施設や活動の遂行に起因する偶然な事故であれば対象になります。ただし、自然災害等で自治会に賠償責任が発生しないケースもあります。

Q 7	祭りも対象になるか？
A 7	主催が自治会等であり、かつ自治会等において企画または立案し、総会等で決定された祭りであれば対象で、自治会等内で開催される「盆踊り」や「ひな祭り」などが該当します。 しかし、秋祭りのような大きな祭りでは、主催者が別にあって自治会等は参加することが前提になり、自治会等構成員以外の方も多数参加が見込まれるため、別にイベント（祭り）保険を利用することも検討してください。

Q 8	自主防災組織も対象になるか？
A 8	自治会等で決定されている活動は対象になります。しかし、救助活動は対象になりません。

上記Q & Aは一例です。

事故等の内容によっては、保険会社へ確認が必要となる場合があります。